

## (公社)全日本トラック協会 優秀運転者顕章候補者のご推薦について

全日本トラック協会では、昨年度と同様に貨物自動車運送事業等運転者に対する優秀運転者顕章を実施いたします。

貴事業所に顕章に値する候補者については、別添の顕章規程と照合し、該当運転者を取り纏めのうえ、所定の期日までに当協会へ提出して下さい。

また、推薦候補者の情報(個人情報)については、個人情報保護法方針に基づき、優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしませんことを申し添えます。

### 記

#### 1. 顕章の種類及び基準の概要

○**金十字章**(満20年以上) 平成14年6月1日以前から無事故・無違反の者  
(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

○**銀十字章**(満10年以上) 平成14年6月2日から(平成23年6月1日まで)  
無事故・無違反の者  
(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

2. **推薦用紙** 優秀運転者顕章候補者推薦書をコピーまたはエクセルファイル等で作成の上、活用願います。

#### 3. 注意事項

① 無事故・無違反期間は、開始年月日から令和4年5月末までの期間とします。  
無事故・無違反期間については、別途の早見表を参照願います。

② 候補者名(ふりがな併記)、生年月日、事業所名、章の種類、無事故無違反歴(開始年月日及び期間)、運転免許証番号(12桁)を記入し、過去に受章歴がある場合は、備考欄に〇〇年〇〇章と記入願います。

**※ 同じ章の受章は出来ません。**

③ 推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

④ 推薦書記入にあたり、章の種類(金・銀)の順に記入願います。

**※氏名の文字、ふりがな等判読が難しい場合や、記入漏れ及び章の重複推薦等が見受けられます。必ず確認のうえ提出願います。**

⑤ 顕彰(表彰状・バッジ)は、翌年2月頃に贈呈予定です。

#### 4. 提出期限

令和4年7月25日(月)まで必着願います。【到着日厳守】

(担当 総務部 平山)

# 優秀運転者顕章規程

公益社団法人全日本トラック協会

昭和 44 年 11 月 20 日 理事会決定

平成 24 年 4 月 1 日 改 定

平成 27 年 12 月 3 日 改 定

平成 28 年 6 月 30 日 改 定

## (目 的)

第 1 条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

## (顕章を贈る者)

第 2 条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

## (顕章の種類)

第 3 条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

## (顕章の贈呈基準および受章資格)

第 4 条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満 20 年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として 15 年以上とする)
- (2) 銀十字章 満 10 年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として 7 年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額 1 万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

## (受章候補者の推薦)

第 5 条 都道府県会長は、前条の定めにも適合し、かつ第 1 条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

(受章候補者の推薦期間)

第6条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

(受章者の選考)

第7条 受章者は第5条第1項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

(顕章を贈る方法等)

第8条 この顕章は毎年1回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

(顕章の取消)

第9条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

2 前項の場合の事故の基準については、第4条第2項を準用する。

3 第4条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けた時は、受章にさかのぼってその効力を失う。

(重複受章の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

(委 任)

第11条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年6月30日から施行する。

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和4年度）

無事故・無違反開始年月日		基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章		
平成	3年 6月2日 ~	令和4年5月末	30年	金十字章		
	4年 6月2日 ~		29年			
	5年 6月2日 ~		28年			
	6年 6月2日 ~		27年			
	7年 6月2日 ~		26年			
	8年 6月2日 ~		25年			
	9年 6月2日 ~		24年			
	10年 6月2日 ~		23年			
	11年 6月2日 ~		22年			
	12年 6月2日 ~		21年			
	13年 6月2日 ~		20年			
	14年 6月2日 ~		令和4年5月末		19年	銀十字章
	15年 6月2日 ~				18年	
16年 6月2日 ~	17年					
17年 6月2日 ~	16年					
18年 6月2日 ~	15年					
19年 6月2日 ~	14年					
20年 6月2日 ~	13年					
21年 6月2日 ~	12年					
22年 6月2日 ~	11年					
23年 6月2日 ~	10年					